

大学共同利用機関法人自然科学研究機構共同研究取扱規程

平成16年4月1日

自機規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、機構及び民間機関等において共通の課題について共同して行う研究をいう。ただし、機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の公募に応じ実施する場合の共同研究は除く。

2 この規程において「研究代表者」とは、研究担当のうち研究組織を代表し、研究計画のとりまとめを行うとともに、研究の推進に責任を持つ機構の研究教育職員及び年俸制職員（特任専門員を除く。）をいう。

3 この規程において「民間等共同研究員」とは、共同研究のために機構に派遣される民間機関等の研究者をいう。

(共同研究の受入基準)

第3条 機構は、共同研究を実施することが、機構にとって研究教育上有意義であり、機構の研究教育に支障を生ずるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果が期待できる場合に、共同研究を受け入れるものとする。

(共同研究の申込み)

第4条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、共同研究申込書（別記様式第1号）を、機関の長（岡崎共通研究施設（大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第51条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては、当該共通研究施設に対して密接な関係及び協力を行う機関の長を含む。）に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れの決定は、機構長が機関の長に委任するものとする。

(受入れ決定の通知等)

第6条 前条の規定により、共同研究の受入れを決定したときは、受入決定通知書（別記様式第2号）を民間機関等の長に通知するものとする。

(共同研究契約の締結)

第7条 共同研究契約の締結は、機構長が機関の長に委任するものとする。

- 2 機関の長は、第5条の決定を行ったときは、速やかに民間機関等の長と共同研究契約を締結するものとする。

(研究料)

第8条 民間等共同研究員の研究料は、1人当たり年額432,000円、6月以内の場合は216,000円とし、月割計算はしない。

- 2 同一事業年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。ただし、研究期間の通算が6月を越える場合においては、年額との差額を負担するものとする。
- 3 民間等共同研究員が同一研究期間内において交替する場合は、交替した後任の共同研究員の研究期間に応じ、第1項により別途研究料を課すものとする。ただし、民間等共同研究員の変更が民間機関等における人事異動、傷病等により研究遂行ができなくなったことによる場合は、この限りではない。

(経費の負担)

第9条 機構は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

- 2 民間機関等は、前項の規定により機構が負担する経費のほか、人件費、旅費、謝金、設備費、消耗品費、光熱水料等の当該研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。ただし、特別の事情があると機関の長が認める場合は、この限りでない。
- 3 機構は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担するため、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができる。

(設備等の取扱い)

第10条 共同研究に要する経費により、研究の必要上、機構において、新たに取得した設備等は、機構に帰属するものとする。

- 2 前条第2項の規定により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。
- 3 機構で行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から、その所有に係る設備等を受け入れることができる。
- 4 民間機関等からの研究成果有体物の受入れ、及び民間機関等への研究成果有体物の提供については、機構が定める知的財産ポリシー及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構成果有体物取扱規程（平成16年自機規程第23号）によるものとする。

(研究料等の納入)

第11条 民間機関等は、研究料及び直接経費を、機構長が別に発行する請求書により納入するものとする。

(研究費の経理)

第12条 共同研究に要する経費は、すべて機構の会計を通して経理しなければならない。

(研究場所)

第13条 機構の研究教育職員及び年俸制職員（特任専門員を除く。）は、共同研究の遂行上必要がある場合には、民間機関等の施設において、研究を行うことができる。

2 前項の場合においては、研究用務のための出張として手続きをとるものとする。

(共同研究の中止等)

第14条 機関の長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、民間機関等の長と協議の上、共同研究を中止し、又はその期間の延長を決定することができる。

2 前項の規定により、当該共同研究を中止し、又はその期間の延長を決定した場合には、その旨を機構長及び民間機関等の長に通知するものとする。

3 第1項の規定により、当該共同研究を中止した場合において、納付された共同研究に要する経費（研究料を除く。）の額に不用が生じたときは、不用となった経費の額の範囲内で、その全部又は一部を返還することがある。

(共同研究完了の報告)

第15条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、完了報告書（別記様式第3号）を所属する機関の長に提出しなければならない。

2 機関の長は、前項の報告を受けたときは、機構長に報告するものとする。

(民間機関等への通知)

第16条 機関の長は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに当該研究の成果を民間機関等に通知するものとする。ただし、機関の長が必要であると認めるときは、研究代表者にこれを行わせることができる。

(ノウハウの指定)

第17条 前条の規定により民間機関等に通知する研究の成果の内容において、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものについては、民間機関等と協議の上、ノウハウに指定するものとする。

(優先的実施)

第18条 共同研究の結果生じた知的財産のうち、機構に帰属する知的財産権について、民間機関等又は民間機関等の指定する者から優先的に実施したい旨の申し出があった場合には、機構は、民間機関等と協議の上、当該知的財産権を優先的に実施させる期間を定め、これを実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第19条 機構は、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、機構に帰属する知的財産権を共同研究完了の日から起算して一定期間実施しない場合、又は前条に規定する優先的実施期間開始後一定期間実施しない場合は、民間機関等及び民間機関等の指定

する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができる。

(実施料)

第20条 前2条の規定により、当該知的財産権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収する。

2 機構及び民間機関等の共有に係る当該知的財産権等につき、専用実施権等の設定を行ったときは、別に定める実施料を徴収する。なお、民間機関等の指定する者又は第三者に実施させた場合の実施料は、当該特許権等に係る機構及び民間機関等の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

(知的財産権の帰属)

第21条 共同研究の結果、機構の研究担当者が単独で生み出した知的財産権の帰属は、機構が定める知的財産ポリシーの取扱い指針によるものとする。

2 共同研究により機構と民間機関等の研究担当者が共同して創出した知的財産権については、それぞれの貢献度に応じた持分比率を定めた共同発明等の契約を締結の上、決定するものとする。

(研究成果の公表)

第22条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、機関の長は、その時期及び方法について定める必要がある場合には、当該民間機関等と協議するものとする。

(秘密の保持)

第23条 共同研究の実施にあたり、民間機関等より技術上及び営業上の情報を受け又は知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号

平成 年 月 日

平成 年度 共同研究申込書

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構

〇〇〇〇研究所長 宛

(申請者)

住所

法人名

代表者 職名・氏名

印

1. 共同研究の概要

研 究 題 目	
研 究 の 概 要	
研究の特色・意義	
この研究に関連する国内及び国外における研究状況	
研 究 期 間	契約日 ~ 平成 年 月 日

共同研究に従事する者	民間機関等	氏名	所属	職	現在の専門	役割分担	研究実施場所
	研究所等	氏名	研究系・部門		職	役割分担	研究実施場所

民間機関等の主な事業内容	
その他参考となる事項	

2. 共同研究に要する経費等

(1) 共同研究に要する経費

(単位：千円)

直接研究費	研究料	合計

(2) 上記直接経費の積算内訳

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
諸 謝 金		円	千円	
旅 費				
研究調査旅費				
研 究 費				
備 品 費				
消 耗 品 費				
光 熱 水 料				
賃 金				
そ の 他				
合 計				

(3) 民間機関等が提供する設備

名 称	型 式・仕 様	数 量

(4) 民間機関等の施設における研究経費

施設の名称	研 究 経 費	
	円	
内 訳	旅 費	円
	設 備 費	円
	備 品 費	円
	消 耗 品 費	円
	賃 金	円
	光 熱 水 料	円
	そ の 他	円

(5) 民間機関等の施設における研究に供する設備

施設の名称	設 備		
	名 称	規 格	数 量

(6) 2会計年度以上継続する共同研究の場合、民間機関等が負担する直接経費
の全体計画

(単位：千円)

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計

(注)

1 「研究の概要」欄には、共同研究の内容及び方法等について具体的に記入すること。

また、2会計年度以上にわたる場合には、全体計画の概要も記入すること。

2 「研究期間」欄には、当該年度の研究期間を記入すること。

3 「共同研究に従事する者」欄には、以下のとおり記入すること。

(1) 「民間機関等」の研究者のうち、研究所等に派遣する者（共同研究員）には、その氏名に○印を付すこと。

(2) 研究料とは、上記共同研究員を1人当たり年額432,000円、6月以内の場合は216,000円とし、月割計算はしない。

(3) 「研究所等」の研究者で、機構に置かれる研究所等以外の場所で共同研究を行う場合は、その「研究実施場所」欄に施設の名称、設備名、所在場所及び使用頻度等について記入すること。

別記様式第2号

平成 年 月 日

(民間機関の長) 様

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇研究所長 △△ △△

平成 年度 共同研究の受入れについて (通知)

このことについて、下記のとおり共同研究の受け入れを決定したので通知します。

記

申請者						
研究題目						
研究目的及び内容						
研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
共同研究に従事するもの (○印は民間等共同研究員)	区分	氏名	所属	職	役割分担	研究実施場所
	機 構					
	民間 機 関 等					

当該年度における共同研究に要する経費 (単位：千円)	区 分	機 構	民間機関等	合 計	
	直 接 経 費				
	諸 謝 金				
	旅 費				
	合 計				
共同研究に使用する施設・設備	区分	施設の名称	設 備		
			名 称	型式・仕様	数 量
	機 構				
	民間機関等				
2会計年度以上継続する共同研究の場合、その共同研究に要する経費の全体計画 (単位：千円)	区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	機 構				
	民間機関等				
	合計				

別記様式第3号

平成 年 月 日

共同研究完了報告書

機関の長 宛

研究代表者

所 属

職・氏名

印

1 研究 題 目

2 研究経過及び成果の概要

3 研究 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間

4 共同研究の相手方

5 その他参考となる事項